

一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」資格認定実施要綱

医療保育とは、医療を要する子どもとその家族を対象として、子どもを医療の主体と捉え、専門的な保育を通じて、本人と家族の QOL の向上を目指すことを目的とする。

保育士が医療と密接にかかわる領域としては、病院・診療所（病棟，外来）、病（後）児保育室、障害児施設などがある。

一般社団法人日本医療保育学会（以下、「学会」と略す）は、上記の目的を達成するために、保育士に対する専門的な研修制度を確立し、一定の水準に達した場合、一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」（以下、「医療保育専門士」と略す）として認定する。

1. 認定のための受講資格

資格認定を受けようとするものは、参加手続きの申請期間現在において、一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」資格認定細則に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の保育士資格を有していること。
- (2) 病院、診療所、病(後)児保育室、障害児者の施設(医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター等)および乳児院（病・虚弱児介護加算対象施設に限る）等で、常勤1年以上、非常勤は年間150日以上かつ2年以上の保育経験を有していること。
なお、非常勤勤務の日時の算出については別途定める。
- (3) 本学会正会員であり、申し込み時に1年以上の会員歴があること。

受講資格における非常勤職員の場合の算出方法

1. パート勤務の場合、1日の勤務時間は8時間とし、1日4時間の場合は0.5日、2時間の場合は0.25日などと換算する。
2. 非常勤の場合は、2年間の通算勤務日数で申請することができるものとし、1年間150日を超えた勤務実績がある場合に限って、翌年度分の勤務日数に加算できるものとする。その結果、翌年度も通算150日勤務を超えていた場合、2年未満の勤務であっても2年以上勤務したこととして扱う。
3. 但し、勤務日数を明らかにする証明書等を勤務先から発行してもらい、提出関係書類に添付する必要がある。

2. 資格認定のための参加登録

- 1) 参加登録を希望するものは申請期間に必要な書類を整えて、簡易書留またはレターパックで資格認定委員会事務局に郵送する。

◆申請書類

- (1)参加登録申込書（所定の様式）
- (2)保育士免許の写し（A4サイズとする）
- (3)履歴書（所定の様式、見本参照の上記入すること）
- (4)在職証明書（所定の様式）
- (5)勤務先推薦書（所定の様式）

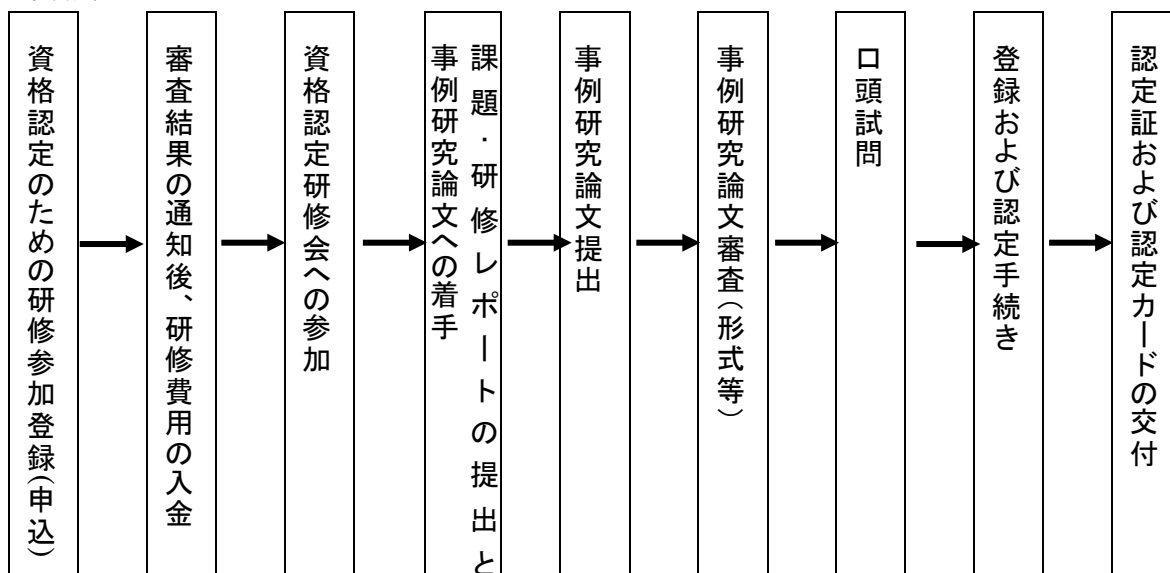
◆申請期間 当該年度の4月1日～5月上旬(必着) ※締切日は年度によって異なる

封入する封筒は、A4サイズで折らずに入るものとする。

封筒の表左側に「資格認定参加登録申込」と朱書きする

- 2) 書類審査を行い、審査結果を申請者に通知する。
- 3) 通知を受けた申請者は、資格認定研修に必要な費用 30,000 円を所定の口座に入金する。
- 4) 入金を確認したうえで、研修要項と研修テキスト等の必要書類を送付する。
- 5) 参加登録申請(入金済み)後、やむを得ない理由で資格認定研修に参加できない場合は、翌年度に限り、資格認定研修への受講資格を有する。
参加できないものは、資格認定研修会が開催される前日までに不参加理由書(様式自由)を資格認定委員会事務局に提出する。
所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格を失う。
- 6) 一旦入金された研修費用は、理由の如何を問わず返還しない。

3. 資格認定までのプロセス



4. 資格認定研修

- 1) 資格認定研修会は、年3回で実施され、1回から3回まで順番に受講する。

1回目：1日研修

2回目：2日連日研修

3回目：2日連日研修

研修会の会場については、募集時に案内する。詳細は別途研修要項に記載する。

- 2) 研修では、定められた研修の受講と指定の課題を提出し、必要な認定を受けなければならない。受講内容、課題については研修要項に記載する。
- 3) 研修の認定通知を受けたものは、事例研究論文に着手し、提出の資格を有する。
- 4) やむを得ない理由で、途中から資格認定研修に参加できなくなった場合は、翌年度に限り欠席分の研修会に参加することができる。参加できなくなったものは、すみやかに不参加理由書(形式自由)を、資格認定委員会事務局に提出する。
所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格の権利を失う。

5. 事例研究論文

- 1) 事例研究論文の提出資格（研修課題終了認定）を有してから、1年以内に論文を提出する。
- 2) 論文の提出要領は、研修会にて配布する。
- 3) 事例研究論文を提出したものには受理書と、口頭試問実施通知を送付する。
- 4) やむを得ない理由で、1年以内に論文を提出できなかった場合には、次の1年を限度として論文を提出することができる。
- 5) 提出ができないと予測される場合には、提出期限までにすみやかに理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。所定の手続きを行わなかったものは、論文提出の権利を失う。

6. 口頭試問

- 1) 事例研究論文が受理されたものは、原則3ヶ月以内に口頭試問が行われる。
- 2) 審査結果は、受験者に文書で通知する。
- 3) やむを得ない理由で口頭試問を欠席する場合には、翌年度の1回に限り、口頭試問を受けることができる。欠席者は、口頭試問前日までに欠席理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。試験当日の不測の事態については、個別に対応する。所定の手続きを行わなかった者は、翌年度の口頭試問受験資格を失う。
- 4) 口頭試問不合格者の取り扱いについては、一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」資格認定のための審査に関する内規に定める。

7. 登録および資格認定交付手続き

- 1) 口頭試問合格者は、所定の期間までに一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」認定申請書に認定料を添えて、資格認定委員会事務局に提出する。
一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」認定申請書は、口頭試問結果とともに合格者に送付する。
- 2) 認定料 20,000 円を所定の口座に振り込み、払込金受領書の写しを申請書に添付する。
- 3) 一旦入金された費用は、理由の如何を問わず返還しない。
- 4) 所定の手続きを完了したものを、一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」として登録し、認定証と認定カードを交付する。認定の有効期間は5年間である。ただし、退会した場合（2年間年会費を納入せずに自動退会した場合も含む）は資格を失効する。
- 5) 更新については、一般社団法人日本医療保育学会認定「医療保育専門士」資格更新制度規程に定める。

附記事項

1. 施設名称等については、法令等の改正に伴い変わることがある。
2. 資格認定実施要綱は資格認定委員会で検討し、理事会の承認を得て改訂する。

改訂日 2020年3月10日